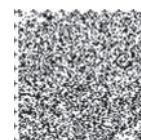


資料2 日常生活用具一覧表

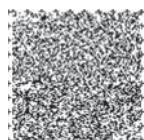
【身体障害者（児）対象】



※難病患者等で、対象者と同様の身体状況であることが医師意見書で確認できる方も対象です

下肢又は体幹機能障害							
	種目	対象者		介護保険対象者への給付	性能	基準額 (円)	耐用年数
	特殊寝台	原則学齢児以上	下肢又は体幹1級又は2級	×	腕、脚等の訓練のできる器具を附带し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの（電動式ベット等）	162,800	8年
	訓練用ベッド	原則学齢児以上 18歳未満	下肢又は体幹1級又は2級	×			
	特殊マット	原則3歳以上18歳未満	下肢又は体幹1級又は2級	×	【A】失禁による汚染若しくは損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等を加工したもの 【B】じょくそう予防を目的としたマット（寝具）	【A】 26,000 【B】 106,700	5年
		18歳以上	下肢又は体幹1級 (常時介護を要するもの)				
	特殊尿器	原則学齢児以上	下肢又は体幹1級 (常時介護を要するもの)	×	尿が自動的に吸引されるもの	154,500	5年
	入浴担架	原則3歳以上	下肢又は体幹1級又は2級 (入浴にあたって、家族等他人の介助を要するもの)	○	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	163,000	5年
	体位変換器	原則学齢児以上	下肢又は体幹1級又は2級 (下着交換等に当たって、家族等他人の介助を必要とする者に限る)	×	介護者が、障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5年
	移動用リフト	原則3歳以上	下肢又は体幹1級又は2級	×	障害者（児）を移動させるに当たって、介護者が容易に使用し得るもの	979,000	4年
	訓練いす	原則3歳以上18歳未満	下肢又は体幹1級又は2級	×	原則として付属のテーブルを付けるものとする	33,100	5年
	入浴補助用具	原則3歳以上	下肢又は体幹 (入浴に介助を必要とするもの)	×	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの（ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く）シャワーチェア、すのこ等を想定したもの	90,000 (分割可)	5年
	ポータブルトイレ	原則学齢児以上	下肢又は体幹1級又は2級	×	腰掛式のもの (ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く)	16,500	8年
	浴槽	原則学齢児以上	下肢又は体幹1級又は2級	○	実用水量150リットル以上のもの ※工事費は含みません	58,300	8年
	湯沸器	原則学齢児以上	下肢又は体幹1級又は2級	○	湯沸器は水温25℃上昇させたとき毎分10リットル以上給湯でき、安全性について配慮されたもの（風呂釜含む） ※工事費は含みません	104,900	8年



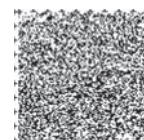
下肢又は体幹機能障害							
	種目	対象者		介護保険対象者への給付	性能	基準額(円)	耐用年数
	電磁調理器	18歳以上	下肢又は体幹1級 ※障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る	○	電磁気を利用した加熱調理機で、障害者が容易に使用し得るもの（IHコンロ）	41,000	6年
	吸入器（ネブライザー）	原則学齢児以上	呼吸器機能2級以上又は気管切開しているもの又は主治医が診断書により必要と認められたもの	○	障害者（児）が容易に使用し得るもの	36,000	5年
	電気式たん吸引器		呼吸器機能3級以上又は気管切開しているもの又は主治医が診断書により必要と認められたもの	○	※日常生活用具として、吸引吸入両用機器の交付を受けたものを除く	56,400	5年
	吸引吸入両用機器		呼吸器機能3級以上又は気管切開しているもの又は主治医が診断書により必要と認められたもの	○	障害者（児）が容易に使用し得るもの ※日常生活用具として、吸入器または電気式たん吸引器の交付を受けたものを除く	72,450	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）		主治医が診断書により必要と認められた、身体障害者手帳の交付を受けたもの	○	使用する障害者の呼吸状態をモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	157,500	5年
	ガス安全システム	18歳以上	下肢又は体幹1級 ※障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る	○	警報器からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの	42,200	8年
	歩行補助つえ		歩行補助つえの使用により歩行機能を補うことが可能なもの	○	一本杖（T字杖） 付属品：夜光材の場合は410円増し（ただし、全体の場合は1,200円増し）、外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増し	3,000	3年
	移動・移乗支援用具	原則学齢児以上	平衡機能又は下肢若しくは体幹に係る障害を有するもので、家庭内の移動等において介助を要するもの	×	転倒予防、立ち上がり動作補助の性能を有する手すり、または移乗動作の補助、車いすでの移動に必要な付属品（補装具費で認められる付属品を除く）、段差解消等の性能を有するスロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの（ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く）	120,000 (分割可)	5年
	火災警報器		1級又は2級	○	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は、光を発生し屋外にもブザーで知らせ得るもの。特殊法人日本消防検定協会の検定ラベル又は鑑定ラベルの貼付がなされているもの	31,000	8年
	自動消火装置		1級又は2級	○	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に噴射し初期火災を消火し得るもの。財団法人日本消防設備安全センターに設置されている消火設備等認定委員会の認定ラベルの貼付がなされているもの	28,700	8年
	頭部保護帽	原則3歳以上	平衡機能又は下肢若しくは体幹に係る障害を有するもので、転倒等により頭部を強打する恐れのあるもの	○	ヘルメット型で、転倒の際に衝撃から頭部を保護できる性能を有するもの 【A】 スポンジ、皮を主材料に製作 【B】 スポンジ、皮、プラスチックを主材料に製作 ※入所・入院中でも申請可能	【A】 15,200 【B】 36,750	3年
	ポータブル電源（蓄電池）		日常生活用具として吸入器（ネブライザー）、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、吸引吸入両用機器のいずれかの給付を受けたもの	○	バッテリーに電気を蓄え、外部の機器に給電する機器	80,000	5年



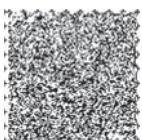
平衡機能障害							
	種目	対象者		介護保険対象者への給付	性能	基準額 (円)	耐用年数
	移動・移乗支援用具	原則学齢児以上	平衡機能又は下肢若しくは体幹に係る障害を有するもので、家庭内の移動等において介助を要するもの	×	転倒予防、立ち上がり動作補助の性能を有する手すり、または移乗動作の補助、車いすでの移動に必要な付属品（補装具費で認められる付属品を除く）、段差解消等の性能を有するスロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの（ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く）	120,000 (分割可)	5年
	頭部保護帽	原則3歳以上	平衡機能又は下肢若しくは体幹に係る障害を有するもので、転倒等により頭部を強打する恐れのあるもの	○	ヘルメット型で、転倒の際に衝撃から頭部を保護できる性能を有するもの 【A】 スポンジ、皮を主材料に製作 【B】 スポンジ、皮、プラスチックを主材料に製作 ※入所・入院中でも申請可能	【A】 15,200 【B】 36,750	3年

上肢機能障害							
	種目	対象者		介護保険対象者への給付	性能	基準額 (円)	耐用年数
	温水洗浄便座	原則学齢児以上	上肢1級又は2級	○	温水温風を出し得るもの及び知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの ※工事費は含みません	151,200	8年
	電磁調理器	18歳以上	上肢1級又は2級 ※障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る	○	電磁気を利用した加熱調理機で、障害者が容易に使用し得るもの（IHコンロ）	41,000	6年
	情報・通信支援用具 (パソコン周辺機器)	原則学齢期以上	上肢2級以上	○	パソコン等の周辺機器	100,000 (分割可)	5年
	情報・通信支援用具 (アプリケーションソフト)			○	パソコン等のアプリケーションソフト	153,360 (分割可)	6年

視力・視覚障害							
	種目	対象者		介護保険対象者への給付	性能	基準額 (円)	耐用年数
	音響案内装置 (屋内用)	原則学齢児以上	視覚障害1級又は2級	○	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	49,800	10年
	音響案内装置 (屋外用)			○		53,000	10年
	情報・通信支援用具 (パソコン周辺機器)	原則学齢期以上	視覚障害2級以上	○	パソコン等の周辺機器	100,000 (分割可)	5年
	情報・通信支援用具 (アプリケーションソフト)	原則学齢期以上	視覚障害2級以上	○	パソコン等のアプリケーションソフト	153,360 (分割可)	6年



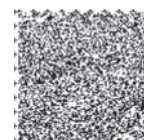
視力・視覚障害							
	種目	対象者		介護保険対象者への給付	性能	基準額 (円)	耐用 年数
	移動・移乗 支援用具	原則学齢児以上	視力障害 1級又は2級	×	転倒予防、立ち上がり動作補助の性能を有する手すり、または移乗動作の補助、車いすでの移動に必要な付属品（補装具費で認められる付属品を除く）、段差解消等の性能を有するスロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの（ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く）	120,000 (分割可)	5年
	浴槽	原則学齢児以上	視力障害1級	○	実用水量150リットル以上のもの	58,300	8年
	湯沸器	原則学齢児以上	視力障害1級	○	湯沸器は水温25℃上昇させたとき毎分10リットル以上給湯でき、安全性について配慮されたもの(風呂釜含む)	104,900	8年
	点字 ディスプレイ	原則学齢期以上	視覚障害 1級又は2級	○	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができ、かつ、キーによる入力が可能な商品についても対象とする	383,500	6年
	点字器 (標準型)	原則学齢期以上	視覚障害(児)で点字を習得しているもの	○	【A】32マス18行、両面書真鍮板性製のもの 【B】32マス18行、両面書プラスチック製のもの 付属品：点筆（価格に含む）	【A】 10,400 【B】 7,000	7年
	点字器 (携帯型)	原則学齢期以上	視覚障害(児)で点字を習得しているもの	○	【A】32マス4行、片面書アルミニウム製のもの 【B】32マス4行、片面書プラスチック製のもの 付属品：点筆（価格に含む）	【A】 7,980 【B】 1,650	5年
	点字 タイプライター		視覚障害1級又は2級 (本人が就労又は就学しているか、あるいは就労が見込まれているものに限る)	○	視覚障害者が容易に使用し得るもの	130,000	5年
	視覚障害者用 ポータブル レコーダー	原則学齢期以上	視覚障害1級又は2級	○	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの 【A】録音及び再生機能付き 【B】再生機能のみ	【A】 85,000 【B】 48,000	6年
	視覚障害者用 活字文読上げ 装置	原則学齢期以上	視覚障害1級又は2級	○	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報(音声コード)を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	99,800	6年
	視覚障害者用活 字文読上げ装置 (一般文書読上 げ用)				書籍等の活字文書を、機械で読み取り、読み取った内容を音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	198,000	8年
	電磁調理器	18歳以上	視覚障害1級又は2級 ※障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る	○	電磁気を利用した加熱調理機で、障害者が容易に使用し得るもの(IHコンロ)	41,000	6年
	音声 キッチン スケール	学齢児以上	視覚障害1級又は2級	○	音声により重さを表示する秤	29,400	5年




視力・視覚障害							
	種目	対象者	介護保険対象者への給付	性能	基準額(円)	耐用年数	
	視覚障害者用拡大読書器		視覚障害者(児)で本装置により文字等を読むことが可能になるもの	○	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)のうえに置くことで、簡単に拡大された画像(文字)をモニターに映しだせるもの(暗所視支援眼鏡を含む)	198,000	8年
	視覚障害者用読取装置		視覚障害者のみの世帯又はそれに準じる世帯のものであって、必要と認められるもの	○	予め知りたい物にリーダーにより商品名等を登録をしたタグやシール等を付けておき、後刻リーダーの読み取り機能によって登録した商品の登録内容が音声で判別できる商品	60,000	6年
	視覚障害者用時計	18歳以上	視覚障害1級又は2級(音声時計は、手指の触覚に障害がある等の為、触読式時計の使用が困難な者を原則とする)	○	視覚障害者が容易に使用し得るもの 【A】触読式 【B】音声式	【A】14,040 【B】14,585	5年
	音声式体温計	原則学齢児以上	視覚障害1級又は2級※視覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯に限る	○	音声により表示する体温計で、視覚障害者が容易に使用し得るもの	9,000	5年
	音声式体重計	18歳以上	視覚障害1級又は2級※視覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯に限る	○	音声により表示する体重計で、視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000	5年
	携帯型GPS地図端末	学齢児以上	視覚障害 1級又は2級	○	位置・ルートの登録・案内機能を有し、視覚障害者の移動を音声により補助するもの	168,000	5年
	地上デジタル放送受信ラジオ	学齢児以上	視覚障害1級又は2級※視覚障害者のみの世帯及びそれに準じる世帯のもの	○	地上デジタル放送の音声受信が可能なので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	29,000	6年
	音声式血圧計	18歳以上	視覚障害1級又は2級※視覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯のもの	○	音声により表示する血圧計で、視覚障害者が容易に使用し得るもの	17,100	5年

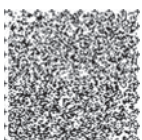
聴覚又は音声・言語機能障害							
	種目	対象者	介護保険対象者への給付	性能	基準額(円)	耐用年数	
	携帯用信号装置	原則学齢児以上	聴覚又は音声・言語機能3級以上	○	送信機等による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの	20,200	6年
	屋内信号装置	18歳以上	聴覚障害2級※聴覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯に限る	○	送信機等による合図が、音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10年
	携帯用会話補助装置	6歳以上	音声言語機能障害者(児)又は肢体不自由者(児)で音声言語の著しい障害を有するもの	○	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るものの、アプリケーションソフト及び付帯する装置	325,000	5年
	人工喉頭(笛式)		音声機能に係る障害を有するもの	○	呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ピエゾ等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 【A】気管ニューレ付 【B】気管ニューレ無	【A】8,100 【B】5,000	4年
	人工喉頭(電動式)			○	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの(電池及び充電器を基準額を含む)	70,100	5年
	人工鼻		喉頭を摘出したことにより音声機能を消失し日常的に人工鼻を利用するもの(ただし医療保険その他の制度に該当しない者で、医師により人工鼻の使用を認められた者に限る)	○	人工鼻(HMEカセット及びアドヒーズ)	月額24,200	-

資料編

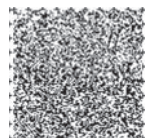


聴覚又は音声・言語機能障害							
	種目	対象者		介護保険対象者への給付	性能	基準額 (円)	耐用 年数
	ガス安全システム	18歳以上	喉頭摘出等により臭覚機能を喪失したもの ※対象者のみの世帯及びこれに準じる世帯に限る	○	警報器からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの	42,200	8年
	聴覚障害者通信装置	原則学齢児以上	聴覚又は音声・言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	○	音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり障害者が容易に使用し得るもの 【A】ファクシミリ【B】A以外	【A】 40,000 【B】 88,000	5年
	聴覚障害者用情報受信装置		聴覚障害者（児）で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	○	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	88,900	6年
	会議用拡聴器	原則学齢児以上	聴覚障害4級以上	○	会議等で音声を拡張できるもので、障害者（児）が容易に使用し得るもの	38,200	6年
	フラッシュベル	原則学齢児以上	聴覚又は音声、言語機能3級以上	○	電話やインターホン等の着信音を感知し、光で知らせるもので、障害者（児）が容易に使用し得るもの	12,400	10年
	火災警報器		2級	○	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は、光を発生し屋外にもブザーで知らせ得るもの。特殊法人日本消防検定協会の検定ラベル又は鑑定ラベルの貼付がなされているもの	31,000	8年
	自動消火装置		2級	○	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に噴射し初期火災を消火し得るもの。財団法人日本消防設備安全センターに設置されている消火設備等認定委員会の認定ラベルの貼付がなされているもの	28,700	8年

呼吸器機能障害							
	種目	対象者		介護保険対象者への給付	性能	基準額 (円)	耐用 年数
	酸素吸入装置	概ね18歳以上	呼吸器機能障害3級以上 (医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当しない者で、医師による酸素吸入装置の使用を認められた者に限る)	○	酸素ポンプ、スタンド及び吸入マスクを一体とするもの	46,400	10年
	酸素ポンプ運搬車	概ね18歳以上	呼吸器機能障害 3級以上	○	障害者が容易に使用し得るもの ※本制度による酸素吸入装置の給付を受けたものに限る	17,000	10年
	空気清浄器	概ね18歳以上	呼吸器機能障害3級以上	○	障害者（児）が容易に使用し得るもの	33,800	6年
	吸入器 (ネブライザー)		呼吸器機能2級以上又は気管切開しているもの又は主治医が診断書により必要と認められたもの	○	障害者（児）が容易に使用し得るもの	36,000	5年
	電気式 たん吸引器	原則学齢児以上	呼吸器機能3級以上又は気管切開しているもの又は主治医が診断書により必要と認められたもの	○	※日常生活用具として、吸引吸入両用機器の交付を受けたものを除く	56,400	5年
	吸引吸入 両用機器			○	障害者（児）が容易に使用し得るもの ※日常生活用具として、吸入器または電気式たん吸引器の交付を受けたものを除く	72,450	5年
	ポータブル電源 (蓄電池)		日常生活用具として吸入器（ネブライザー）、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、吸引吸入両用機器のいずれかの給付を受けたもの	○	バッテリーに電気を蓄え、外部の機器に給電する機器	80,000	5年

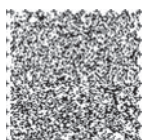


その他（内部障害者等）							
	種目	対象者		介護保険対象者への給付	性能	基準額（円）	耐用年数
	歩行補助つえ		歩行補助つえの使用により歩行機能を補うことが可能なもの	○	一本杖（T字杖） 付属品：夜光材の場合は410円増し（ただし、全体の場合は1,200円増し）、外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増し	3,000	3年
	移動・移乗支援用具	原則学齢児以上	補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	×	転倒予防、立ち上がり動作補助の性能を有する手すり、または移乗動作の補助、車いすでの移動に必要な付属品（補装具費で認められる付属品を除く）、段差解消等の性能を有するスロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの（ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く）	120,000 （分割可）	5年
	火災警報器		1級又は2級	○	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は、光を発し屋外にもブザーで知らせ得るもの。特殊法人日本消防検定協会の検定ラベル又は鑑定ラベルの貼付がなされているもの	31,000	8年
	自動消火装置		1級又は2級	○	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に噴射し初期火災を消火し得るもの。財団法人日本消防設備安全センターに設置されている消火設備等認定委員会の認定ラベルの貼付がなされているもの	28,700	8年
	透析液加温器	原則3歳以上	人工透析を必要とするもの ※医師の証明により、自己連続携帯式腹膜灌漑患者と認められたものに限る	○	自己連続携帯式腹膜灌漑療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの	72,100	5年
	吸入器（ネブライザー）	原則学齢児以上	呼吸器機能2級以上又は気管切開しているもの又は主治医が診断書により必要と認められたもの	○	障害者（児）が容易に使用し得るもの	36,000	5年
	電気式たん吸引器			○	※日常生活用具として、吸引吸入両用機器の交付を受けたものを除く	56,400	5年
	吸引吸入両用機器			○	障害者（児）が容易に使用し得るもの ※日常生活用具として、吸入器または電気式たん吸引器の交付を受けたものを除く	72,450	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）		主治医が診断書により必要と認め、身体障害者手帳の交付を受けたもの	○	使用する障害者の呼吸状態をモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	157,500	5年
	ルームクーラー	18歳以上	頸髄損傷等により体温調整機能を喪失した身体障害者 ※医師により体温調整機能を喪失したと認められたものに限る	○	障害者が容易に使用し得るもの	172,100	6年
	移動用リフト		学齢児以上で補装具として車いすの交付を受けた内部障害者（児）	×	障害者（児）を移動させるに当たって、介護者が容易に使用し得るもの	979,000	4年



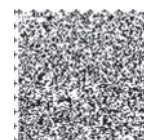
その他（内部障害者等）						
	種目	対象者	介護保険対象者への給付	性能	基準額（円）	耐用年数
	収尿器（男性用）	脊髄損傷等により排尿障害があるもの	○	採尿器と蓄尿器で構成し、尿の逆流防止装置が付いているもの ラテックス製又はゴム製のもの 【A】普通型【B】簡易型	【A】7,700 【B】5,700	1年
	収尿器（女性用）	脊髄損傷等により排尿障害があるもの	○	【A】普通型：耐久性ゴム製採尿袋を有するもの 【B】簡易型：ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付きのもの （採尿袋20枚を1組とする）	【A】8,500 【B】5,900	1年
	ストマ装具（消化器系）	腸管のストマ又は腸瘻をもつもの	○	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする ラテックス製又はプラスチック製のものの付属品：皮膚保護剤、コンベックス・インサート、固定用ベルト、剥離剤、皮膚被膜剤、サージカルテープ、レッグバッグ、ナイトドレーナージバッグ、パウチカバー、ストマ装具用穴あけ器具、消臭剤、潤滑剤、洗浄剤、凝固剤、不織布ガーゼ（基準額に含む）	月額 13,000 （※注1）	—
	ストマ装具（尿路系）	尿路変向（更）のストマをもつもの	○	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする ラテックス製又はプラスチック製のものの付属品：皮膚保護剤、コンベックス・インサート、固定用ベルト、剥離剤、皮膚被膜剤、サージカルテープ、レッグバッグ、ナイトドレーナージバッグ、パウチカバー、ストマ装具用穴あけ器具、消臭剤、潤滑剤、洗浄剤、凝固剤、不織布ガーゼ（基準額に含む）	月額 13,000 （※注1）	—
	ストマ装具（その他）	腸管のストマ又は腸瘻又は尿路変向（更）のストマをもつもののうち、ストマ装具の装着が困難な状態のもの、二分脊椎等による排尿、排便機能障害のあるもの又は脳原性運動機能障害（脳性まひを含む）で意思表示困難者	○	紙おむつ、脱脂綿、サラシ、ガーゼ、洗腸装具	（※注2）	—
	ポータブル電源（蓄電池）	日常生活用具として吸入器（ネブライザー）、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、吸引吸入両用機器のいずれかの給付を受けたもの	○	バッテリーに電気を蓄え、外部の機器に給電する機器	80,000	5年

- （注1）ストマ装具（消化器系又は尿路系）は、基準額の範囲内で1か月の額を給付券1枚に記載して給付する。
ストマ又は腸瘻を複数持つ場合、又はストマに腸瘻を併せてもつ場合は、ストマ及び腸瘻の数に応じた基準額とする。
申請は、1回の申請で12か月分することができる。
- （注2）ストマ装具（その他）の基準額は、下記の取り扱いとする。
- （1）紙おむつの給付の場合
 - ①給付を受ける者が、排便機能あるときは、ストマ装具（消化器系）の基準額を適用する。
 - ②給付を受ける者が、排便機能あるときは、ストマ装具（尿路系）の基準額を適用する。
 - ③給付を受ける者が、排便及び排尿機能のいずれにも機能障害があるときは、前記①及び②により各々算出した額の合計とする。
 - （2）脱脂綿、サラシ、及びガーゼの給付の場合
ストマ装具（尿路系）の基準額を適用する。
 - （3）洗腸用具の給付の場合
ストマ装具（消化器系）の基準額の2倍の範囲内で必要な額とする。
 - （4）給付の申請等は、前記の注1を適用する。



【知的障害者（児）・精神障害者（児）対象】

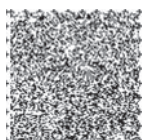
	種目	対象者	介護保険対象者への給付	性能	基準額 (円)	耐用 年数	
	特殊寝台	原則学齢児以上	愛の手帳1度	×	腕、脚等の訓練のできる器具を附带し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの(電動ベッド等)	162,800	8年
	訓練用ベッド	原則学齢児以上 18歳未満	愛の手帳2度かつ下肢又は 体幹3級以上				
	特殊マット	原則3歳以上	愛の手帳1度又は2度	×	【A】 26,000 【B】 106,700	5年	
	訓練いす	原則3歳以上1 8歳未満 (児童)	愛の手帳1度 愛の手帳2度かつ下肢又は 体幹3級以上	×	原則として付属のテーブルを付けるものとする	33,100	5年
	ポータブル トイレ	原則学齢児以上	愛の手帳1度 愛の手帳2度かつ下肢又は 体幹3級以上	×	ポータブルトイレなど手すりのついた腰掛式のもの (ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く)	16,500	8年
	移動・移乗 支援用具	原則学齢児以上	愛の手帳1度又は2度	×	転倒予防、立ち上がり動作補助の性能を有する手すり、または移乗動作の補助、段差解消等の性能を有するスロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの (ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く)	120,000	5年
	頭部保護帽		愛の手帳1度又は2度のも で、てんかんの発作等によ り頻繁に転倒するもの 精神障害者手帳1級	○	ヘルメット型で、転倒の際に衝撃から頭部を保護できる性能を有するもの 【A】 スポンジ、皮を主材料に製作 【B】 スポンジ、皮、プラスチックを主材料に製作 ※入所・入院中でも申請可能	【A】 15,200 【B】 36,750	3年
	温水洗浄便座	原則学齢児以上	愛の手帳1度又は2度	○	温水温風を出し得るもの及び知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの ※工事費は含みません	151,200	8年
	火災警報器		愛の手帳1度又は2度 精神障害者手帳1級	○	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は、光を発し屋外にもブザーで知らせ得るもの。特殊法人日本消防検定協会の検定ラベル又は鑑定ラベルの貼付がなされているもの	31,000	8年
	自動消火装置		愛の手帳1度又は2度	○	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に噴射し初期火災を消火し得るもの。財団法人日本消防設備安全センターに設置されている消火設備等認定委員会の認定ラベルの貼付がなされているもの	28,700	8年
	電磁調理器	18歳以上 学齢児以上18歳 未満	愛の手帳1度又は2度 精神障害者手帳1級 愛の手帳1度又は2度	○	電磁気を利用した加熱調理機で、障害者が容易に使用し得るもの（IHコンロ）	41,000	6年
	浴槽	原則学齢児以上	愛の手帳1度又は2度	○	実用水量150リットル以上のもの ※工事費は含みません	58,300	8年
	湯沸器	原則学齢児以上	愛の手帳1度又は2度	○	湯沸器は水温25℃上昇させたとき毎分10リットル以上給湯でき、安全性について配慮されたもの（風呂釜含む） ※工事費は含みません	104,900	8年
	コミュニケー ション関係支援 用具		聴覚過敏等について必要性が認められたもの	○	知的障害者等が容易に使用しうるコミュニケーション機器（イヤーマフ等）	6,800	3年



資料3 住宅設備改善 一覧表

※難病患者等で、対象者と同様の身体状況であることが医師意見書で確認できる方も対象です

品目	対象者	対象経費・備考	基準額 (円)
浴場改善	1 学齢児以上65歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視力障害に係る障害の程度が1級のもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	浴場の改善に対して、区長が必要と認める用具の購入費及び改修工事費	213,000
小規模改修	1 学齢児以上65歳未満で、下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上の者（児） 2 学齢児以上65歳未満で、補装具として車いすの交付を受けた内部障害者（児） （ただし、特殊便器への取替えについては、上肢障害2級以上のもの） 3 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	次に掲げる改修を伴う用具の購入費及び改修工事費 (1)手すりの取付け (2)段差の解消 (3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器の取替え (6)その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修	200,000
中規模改修	1 学齢児以上65歳未満で、下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上の者（児） 2 学齢児以上65歳未満で、補装具として車いすの交付を受けた内部障害者（児） 3 学齢児以上65歳未満での知的障害者（児）で、障害の程度が最重度又は重度のもの（台所部分の改修を除く） 4 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	(1)小規模改修において給付となる改修で、小規模改修の給付を受けてなお足りない部分についての工事 (2)小規模改修において給付の対象とならない改修で、住宅設備の改修を伴うものとして区長が必要と認める用具の購入費及び改修工事費	641,000
屋内移動設備 (設置費)	移動用リフトの給付を受けた者で、当該設備の設置が必要な者	レール走行型の屋内移動装置の機器本体及びスイッチ等機器本体の稼動に必要な付属器具を取付けるために要する設置費	353,000
屋内移動設備 (移設費)	移動用リフトを所有する者で、住所変更により移設が必要な者	転居前住宅の撤去費及び転居後住宅の設置費	353,000
階段昇降機 (直線)	1 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上の歩行が極度に制限されるもの 2 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、補装具として車いすの交付を受けた内部障害者（児） 3 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等 （ただし、階段昇降機がなければ自宅での生活の維持が困難であるものに限る）	屋内の直線階段をいすに座り、ボタン操作で移動を可能にするもの	876,000
階段昇降機 (曲線)	1 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上の歩行が極度に制限されるもの 2 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、補装具として車いすの交付を受けた内部障害者（児） 3 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等 （ただし、階段昇降機がなければ自宅での生活の維持が困難であるものに限る）	屋内の曲線階段をいすに座り、ボタン操作で移動を可能にするもの	1,854,000



資料4 保健センター担当一覧（町名別）

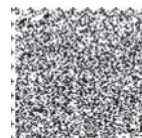
	町名	担当する保健センター
あ	愛住町	四谷
	赤城下町	牛込
	赤城元町	
	揚場町	四谷
い	市谷加賀町一丁目	牛込
	市谷加賀町二丁目	
	市谷甲良町	
	市谷砂土原町一丁目	
	市谷砂土原町二丁目	
	市谷砂土原町三丁目	
	市谷左内町	
	市谷鷹匠町	
	市谷田町一丁目	
	市谷田町二丁目	
	市谷田町三丁目	
	市谷台町	四谷
	市谷長延寺町	牛込
	市谷仲之町	四谷
	市谷八幡町	牛込
	市谷船河原町	
	市谷本村町	
	市谷薬王寺町	
	市谷柳町	
	市谷山伏町	
岩戸町		
え	榎町	
お	大久保一丁目	東新宿
	大久保二丁目	
	大久保三丁目	
か	改代町	牛込
	神楽河岸	
	神楽坂一丁目	
	神楽坂二丁目	
	神楽坂三丁目	
	神楽坂四丁目	
	神楽坂五丁目	
	神楽坂六丁目	
	霞ヶ丘町	四谷
	片町	
	歌舞伎町一丁目	東新宿
	歌舞伎町二丁目	
	上落合一丁目	落合
	上落合二丁目	
	上落合三丁目	
	河田町	四谷
き	喜久井町	牛込
	北新宿一丁目	東新宿
	北新宿二丁目	
	北新宿三丁目	
	北新宿四丁目	
	北町	牛込
	北山伏町	

	町名	担当する保健センター
さ	細工町	牛込
	左門町	四谷
し	信濃町	落合
	下落合一丁目	
	下落合二丁目	
	下落合三丁目	
	下落合四丁目	
	下宮比町	牛込
	白銀町	
し	新小川町	四谷
	新宿一丁目	
	新宿二丁目	東新宿
	新宿三丁目	
	新宿四丁目	
	新宿五丁目	四谷
	新宿六丁目	東新宿
新宿七丁目		
水道町	牛込	
す	須賀町	四谷
	住吉町	
た	大京町	東新宿
	高田馬場一丁目	
	高田馬場二丁目	落合
	高田馬場三丁目	
	高田馬場四丁目	
筆筈町		
築地町		
つ	津久戸町	牛込
筑土八幡町		
て	天神町	
と	戸塚町一丁目	四谷
	富久町	
	戸山一丁目	牛込
	戸山二丁目	
戸山三丁目		
な	内藤町	四谷
	中井一丁目	落合
	中井二丁目	
	中落合一丁目	
	中落合二丁目	
	中落合三丁目	牛込
	中落合四丁目	
	中里町	
	中町	
	納戸町	

	町名	担当する保健センター
に	西落合一丁目	落合
	西落合二丁目	
	西落合三丁目	
	西落合四丁目	牛込
	西五軒町	
	西新宿一丁目	東新宿
	西新宿二丁目	
	西新宿三丁目	
	西新宿四丁目	
	西新宿五丁目	
西新宿六丁目		
西新宿七丁目	牛込	
西新宿八丁目		
二十騎町		
西早稲田一丁目		
西早稲田二丁目	東新宿	
西早稲田三丁目		
西早稲田四丁目		
は	払方町	牛込
	馬場下町	
	原町一丁目	
	原町二丁目	
ひ	原町三丁目	東新宿
	東榎町	
	東五軒町	
ひ	百人町一丁目	東新宿
	百人町二丁目	
	百人町三丁目	
	百人町四丁目	
ふ	袋町	牛込
	舟町	四谷
へ	弁天町	牛込
	南榎町	
	南町	
み	南元町	四谷
	南山伏町	牛込
山吹町		
や	矢来町	
	横寺町	
よ	余丁町	四谷
	四谷一丁目	
	四谷二丁目	
	四谷三丁目	
	四谷四丁目	四谷
	四谷坂町	
	四谷三栄町	
四谷本塩町		
わ	若葉一丁目	東新宿
	若葉二丁目	
	若葉三丁目	
	若松町	牛込
	若宮町	
	早稲田町	
早稲田鶴巻町		
早稲田南町		

牛込保健センター	〒162-0805 新宿区矢来町6番地（※）	☎3260-6231 FAX3260-6223
四谷保健センター	〒160-0008 新宿区四谷三栄町10番16号	☎3351-5161 FAX3351-5166
東新宿保健センター	〒160-0022 新宿区新宿7丁目26番4号	☎3200-1026 FAX3200-1027
落合保健センター	〒161-0033 新宿区下落合4丁目6番7号	☎3952-7161 FAX3952-9943

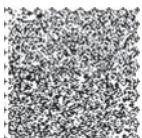
（※）牛込保健センターは建て替えのため、令和3年6月14日から一時移転中です。



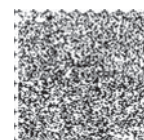
資料5 身体障害者障害程度等級表

級 別		一 級	二 級	三 級
視 覚 障 害		視力の良い方の眼の視力 (万国式視力表によって 測ったものをいい、屈折異 常のある者については、矯 正視力について測ったもの をいう。以下同じ。)が 0.01以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02 以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4視標による。以 下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80 度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視 標による。以下同じ。)が28度以下の もの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ 両眼中心視野視認点数が20点以下のも の	1 視力の良い方の眼の視力が0. 04以上0.07以下のもの(2級 の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0. 08かつ他方の眼の視力が手動弁以 下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼そ れぞれ80度以下かつ両眼中心視野 角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下 かつ両眼中心視野視認点数が40点 以下のもの
聴 覚 又 は 平 衡 機 能 の 障 害	聴覚障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシ ベル以上のもの(両耳全ろう)	両耳の聴力レベルが90デシベル以 上のもの(耳介に接しなければ大声 語を理解し得ないもの)
	平衡機能 障 害			平衡機能の極めて著しい障害
音声機能・言語機能 又は そしゃく機能の障害				音声機能、言語機能又はそしゃく機 能の喪失
肢 体 不 自 由	上肢機能 障 害	1 両上肢の機能を全廃し たもの 2 両上肢を手関節以上で 欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠く もの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指及びひとさし指 を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指 の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全 廃したもの

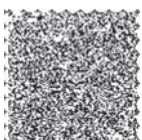
※障害程度、等級の詳細については、139ページの備考欄を参照してください。



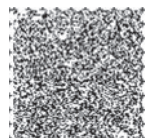
四 級	五 級	六 級	七 級
<p>1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。）</p> <p>2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの</p> <p>3 両眼開放視認点数が70点以下のもの</p>	<p>1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの</p> <p>2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの</p> <p>3 両眼中心視野角度が56度以下のもの</p> <p>4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの</p> <p>5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</p>	<p>視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの</p>	
<p>1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話言葉を理解し得ないもの）</p> <p>2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの</p>		<p>1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの）</p> <p>2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの</p>	
	平衡機能の著しい障害		
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害			
<p>1 両上肢のおや指を欠くもの</p> <p>2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの</p> <p>3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの</p> <p>4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの</p> <p>5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの</p> <p>6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの</p> <p>7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの</p> <p>8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害</p>	<p>1 両上肢のおや指の機能の著しい障害</p> <p>2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害</p> <p>3 一上肢のおや指を欠くもの</p> <p>4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの</p> <p>5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害</p> <p>6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害</p>	<p>1 一上肢のおや指の機能の著しい障害</p> <p>2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの</p> <p>3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの</p>	<p>1 一上肢の機能の軽度の障害</p> <p>2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害</p> <p>3 一上肢の手指の機能の軽度の障害</p> <p>4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害</p> <p>5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの</p> <p>6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの</p>



級別		一級	二級	三級	
肢 体 不 自 由	下肢機能 障 害	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で 欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障 害 2 両下肢を下腿の2分の1 以上で欠くもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	
	体幹機能 障 害	体幹の機能障害により坐っているこ とができないもの	1 体幹の機能障害により坐 位又は起立位を保つことが困 難なもの 2 体幹の機能障害により立 ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	
	乳児期 以前の 非進行性の 脳病変 による 運動機能 障 害	上肢 機能 障 害	不随意運動・失調等により上肢を使用 する日常生活動作がほとんど不可 能なもの	不随意運動・失調等により上 肢を使用する日常生活動作が 極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日 常生活動作が著しく制限されるもの
		移動 機能 障 害	不随意運動・失調等により歩行が不 可能なもの	不随意運動・失調等により歩 行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での 日常生活活動に制限されるもの
、心 臓、 小腸、 じん 臓、 免疫 臓、 呼吸 器の 機能 障 害 ぼう こう また は 直腸 機能 障 害 また は 直腸	心臓機能 障 害	心臓の機能の障害により自己の身 辺の日常生活活動が極度に制限さ れるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活 活動が著しく制限されるもの	
	じん臓機能 障 害	じん臓の機能の障害により自己の身 辺の日常生活活動が極度に制限さ れるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生 活活動が著しく制限されるもの	
	呼吸器機能 障 害	呼吸器の機能の障害により自己の身 辺の日常生活活動が極度に制限さ れるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生 活活動が著しく制限されるもの	
	ぼうこう または 直腸機能障 害	ぼうこう又は直腸の機能の障害によ り自己の身の日常生活活動が極 度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内 での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	小腸機能 障 害	小腸の機能の障害により自己の身 辺の日常生活活動が極度に制限さ れるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生 活活動が著しく制限されるもの	
	ヒト免疫不全 ウイルスによる 免疫機能障 害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の 機能の障害により日常生活がほと んど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫の機能の障害により日常 生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障 害により日常生活が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著しく制限される ものを除く。)	
	肝臓機能 障 害	肝臓の機能の障害により日常生活活 動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常 生活活動が極度に制限される もの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著し く制限されるもの(社会での日常生活活動が 著しく制限されるものを除く。)	

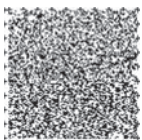


四級	五級	六級	七級
1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
	体幹の機能の著しい障害		
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
不随意運動・失調等により、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	【備考】 1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの扱とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3. 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。 ※心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫、肝臓の機能の障害については、5～7級の等級はありません。 ※色付きの範囲については、身体障害者旅客運賃割引規則（JR運賃割引）での、第1種身体障害者の範囲です。 （出典）身体障害者福祉法施行規則別表第5号		
じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			



知的障害（愛の手帳）判定基準表（0～6歳 就学前）

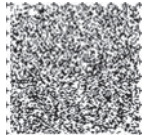
項 目		1度（最重度）	2度（重度）	3度（中度）	4度（軽度）
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね19以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね20～34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね35～49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75
運動	運動機能の発達状況について、右の程度別に判定すること。 0歳から1歳程度の乳幼児で判定不可能なものは「程度不明」とすること。	運動機能がきわめて未発達なため起座も不可能	運動機能がきわめて未発達なため歩行も不十分	運動機能の発達が年齢より一般的に未発達	運動機能発達はおおむね年齢相応
社会性	大人、他の乳幼児、児童との接触により対人関係を理解し、集団的行動に加わることのできる能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能
意思疎通	言語を通しての意思疎通の可能な度合いについて右の程度別に判定すること。 0歳から1歳程度の乳幼児で判定不可能なものは「程度不明」とすること。	言語による意思疎通が全く不可能	わずかで不完全な単語だけのため意思疎通が不可能	言語が未発達なため、意思疎通が一部不可能	言語を通しての意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、注意を必要としない
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等についての生活上基本的な能力について、右の程度別に判定すること。	常時、介助及び保護が必要	部分的介助と常時の監督又は保護が必要	部分的介助と見守りが必要	介助や見守りをあまり必要としない



知的障害（愛の手帳）判定基準表（6歳 就学後～17歳 児童）

項 目		1度（最重度）	2度（重度）	3度（中度）	4度（軽度）
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね19以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね20～34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね35～49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75
学習能力	知識の習得能力について、右の程度別に判定すること。	簡単な読み、書き、計算も不可能	簡単な読み、書き、計算でもほとんど不可能	簡単な読み、書き、計算が部分的に可能	簡単な読み、書き、計算がほぼ可能
作業能力	絵画、制作、その他の作業の能力について、右の程度別に判定すること。	簡単な手伝いなどの作業も不可能	作業のうち簡単な手伝いや使いが可能	指導のもとに作業が可能	単純な作業が可能
社会性	対人関係の理解、集団的行動の能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能
意思疎通	言語及び文字を通しての意思疎通の可能な度合いについて右の程度別に判定すること。	言語による意思疎通がほとんど不可能	言語による意思疎通がやや可能	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能	日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、特に注意を必要としない
日常行動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。	日常行動に支障及び特別な傾向があり、常時保護及び配慮が必要	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要	日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない
基本的な生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等自らの身近生活の処理能力について、右の程度別に判定すること。	身近生活の処理がほとんど不可能	身近生活の処理が部分的に可能	身近生活の処理がおおむね可能	身近生活の処理が可能

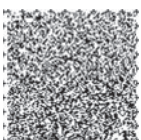
資料編



知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上 成人）

項 目		1度（最重度）	2度（重度）	3度（中度）	4度（軽度）
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね19以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね20～34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね35～49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75
知的能力	文字や数の理解、物事の判断及び日常生活における教養、娯楽物等の利用能力について、右の程度別に判定すること。	文字や数の理解が不可能	文字や数の理解がわずかに可能	表示をある程度理解し簡単な加減ができる	テレビ、新聞等のある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる
職業能力	作業能力又は職業としての作業能力の程度について、右の程度別に判定すること。	簡単な手伝いなどの作業も不可能	簡単な手伝い程度は可能。また、保護的環境であれば単純作業が可能	助言等があれば、単純作業が可能	単純作業は可能であるが、時に助言等が必要
社会性	対人関係の理解、集団的行動の能力、また一般的社会生活の能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能。ただし、個別的な援助があれば限られた範囲での社会生活が可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能
意思疎通	言語及び文字を通しての意思疎通の可能な度合いについて右の程度別に判定すること。	言語による意思疎通がほとんど不可能	言語による意思疎通がやや可能	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能	日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、特に注意を必要としない
日常行動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。	日常行動に支障及び特別な傾向があり、常時保護及び配慮が必要	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要	日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない
基本的な生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等自らの身近生活の処理能力について、右の程度別に判定すること。	身近生活の処理がほとんど不可能	身近生活の処理が部分的に可能	身近生活の処理がおおむね可能	身近生活の処理が可能

（出典）東京都愛の手帳交付要綱（令和4年7月5日改正）より



資料7 精神障害者保健福祉手帳等級判定基準表

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
<p>1級</p> <p>（精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）</p>	<p>1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの</p> <p>2 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの</p> <p>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの</p> <p>4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの</p> <p>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの</p> <p>6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの</p> <p>7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの</p> <p>8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの</p>	<p>1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。</p> <p>2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持ができない。</p> <p>3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。</p> <p>4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。</p> <p>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。</p> <p>6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。</p> <p>7 社会的手続きをしたり、一般の公共施設を利用することができない。</p> <p>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。</p> <p>（上記1～8のうちいくつかに該当するもの）</p>
<p>2級</p> <p>（精神障害であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの）</p>	<p>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの</p> <p>2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの</p> <p>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの</p> <p>4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの</p> <p>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの</p> <p>6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの</p> <p>7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの</p> <p>8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの</p>	<p>1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。</p> <p>2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は援助なしにはできない。</p> <p>3 金銭管理や計画的で適切な買い物は援助なしにはできない。</p> <p>4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。</p> <p>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。</p> <p>6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。</p> <p>7 社会的手続きや一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。</p> <p>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。</p> <p>（上記1～8のうちいくつかに該当するもの）</p>
<p>3級</p> <p>（精神障害であつて、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの）</p>	<p>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの</p> <p>2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの</p> <p>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの</p> <p>4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの</p> <p>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの</p> <p>6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの</p> <p>7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの</p> <p>8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの</p>	<p>1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。</p> <p>2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。</p> <p>3 金銭管理や計画的で適切な買い物はおおむねできるがなお援助を必要とする。</p> <p>4 規則的な通院・服薬はおおむねできるがなお援助を必要とする。</p> <p>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。</p> <p>6 身の安全保持や危機的状況での対応はおおむね適切であるが、なお援助を必要とする。</p> <p>7 社会的手続きや一般の公共施設の利用はおおむねできるが、なお援助を必要とする。</p> <p>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。（上記1～8のうちいくつかに該当するもの）</p>

（出典）「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について

（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知 平成25年4月26日障発0426第5号最終改正）より

資料編

